

名古屋市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計又は耐震改修工事を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、建築物の耐震改修の促進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 本事業における技術上の指針は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）附則第3条第1項に規定する建築物をいう。

(2) 耐震診断資格者等

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。

(3) 耐震診断

耐震診断資格者等が告示第184号に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

(4) 安全な構造

告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造をいう。

(5) 耐震改修事業

次に掲げるいずれかのものとする。

ア 耐震改修設計

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたものについて、安全な構造とする耐震改修の計画をいう。ただし、イに規定する耐震改修工事を行うことを前提としたものであること。

イ 耐震改修工事

耐震改修設計に基づいて行う工事（工事監理を含む。）をいう。

(6) 計画認定

耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく名古屋市長による建築物の耐震改修の計画の認定をいう。

(7) 評定

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の耐震改修計画の評定、判定又は評価等をいう。

(8) 建築確認

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認をいう。

(9) 区分所有者

建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。

(10) 管理組合

区分所有法第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は第 47 条第 1 項（第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(11) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修事業を実施しようとする者をいう。ただし、第 4 条に規定する補助対象者に該当する者が複数存在する場合は、そのうちの 1 名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 今回実施する耐震改修事業に関し、この要綱以外の補助等の交付を受けていないこと（第2条第5号に規定する同一の事業に限る。）。
- (3) 過去に今回実施する耐震改修事業に関し、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（第2条第5号に規定する同一の事業に限る。）。ただし、契約期間が2年度以上にわたる場合の過年度交付分を除く。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。

イ 共有者（相続人が数人あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。

- (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者であること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付対象となる耐震改修事業は第2条第5号に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。なお、補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

区分		補助対象経費	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
設計	耐震改修設計	耐震改修設計に要する経費	補助対象経費の2/3以内の額。ただし、4,000千円を限度とする。
	工事監理	耐震改修工事に伴う工事監理に要する経費	補助対象経費の2/3以内の額。ただし、4,000千円を限度とし、耐震改修設計において補助金の交付を受けている場合は、4,000千円からその補助金の交付額を控除した額を限度とする。
工事	耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く。）ただし、延べ面積に50,300円/m ² を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の23%以内の額。ただし、55,000千円を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前に、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類(申請者が管理組合である場合は第9号及び第10号を除く。)を添付して市長に申請し(耐震改修設計実施予定日の属する年度の11月末日までに申請しなければならない。)、交付決定を受けなければならない。

- (1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し。
- (2) 耐震改修設計費の見積書の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 申請書別紙(様式第2号)
- (5) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、及び昇降機などの関係図面等
- (6) 建築物の外観写真(撮影位置を図示すること)
- (7) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- (8) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
- (9) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(交付申請書提出日の直近のもの)
- (10) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等(前年度から直近の支払期日分までのもの)
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前(契約期間が2年度以上にわたる場合、2年度以降は当該補助金の予算の議決があった日から4月1日まで)に、交付申請書に次に掲げる書類(申請者が管理組合である場合は第11号及び第12号を除く。また、契約期間が2年度以上にわたる場合の2年度以降は第1号から第10号を除く。)を添付して、市長に申請し交付決定を受けなければならない。

- (1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し。ただし、耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた場合は除く。
- (2) 耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書
- (3) 耐震診断結果表（現状及び耐震改修後の Is 値等が確認できるもの）
- (4) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し（評定が必要な場合）
 - イ 計画認定の認定通知書の写し（計画認定が必要な場合）
 - ウ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
- (5) 申請書別紙（様式第 2 号）
- (6) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、及び昇降機などの関係図面等
- (7) 改修部分等を表示した図面
- (8) 建築物の外観写真及び施工予定箇所が確認できる写真（撮影位置を図示すること）
- (9) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- (10) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
- (11) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請書提出日の直近のもの）
- (12) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の支払期日分までのもの）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（着手届）

第 9 条 申請者は、耐震改修事業に着手したときは、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業着手届（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修事業の実施に係る契約書の写し
- (2) 連絡者リスト（設計業者、工事監理者、工事請負業者、管理組合等）
- (3) 工程表（耐震改修工事の場合）

2 前項の書類は、補助金の交付決定があった日から起算して 30 日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（計画認定等）

第 10 条 申請者は、耐震改修設計について、計画認定、評定、又は建築確認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が評定又は確認申請を受ける前に耐震改修設計の内容を確認するものとする。

（中間検査）

第 11 条 市長は必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施するこ

とができる。申請者は、市長が指定する工程において、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業中間検査申請書（様式第5号。以下「中間検査申請書」という。）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。

- 2 市長は、中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に実施されているかどうか、すみやかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（交付申請の内容の変更）

第12条 申請者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じる場合には、変更箇所に着手する前に要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- ア 変更後の耐震改修事業に要する経費の見積書の写し
- イ 変更図面その他変更内容がわかる書類
- ウ 申請書別紙（様式第2号）

(2) 補助金の額に変更が生じない場合には、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付変更届（様式第7号）に変更の内容がわかる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項第1号の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付決定の変更を決定した場合は、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第13条 申請者は、交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付申請取下げ届（様式第9号）を提出しなければならない。

（遂行に関する指示等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して耐震改修事業の遂行に関して、必要な指導及び助言若しくは指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って耐震改修事業を遂行していないと認める場合、改善を指示することができる。
- 3 市長は、申請者が前項の指示に従わない場合は、申請者に対して耐震改修事業の全部又は一部について停止を指示することができる。

（実績報告等）

第15条 申請者は、耐震改修設計が完了したときは、耐震改修設計完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
 - (2) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し（評定が必要な場合）
 - イ 計画認定の認定通知書の写し（計画認定が必要な場合）
 - ウ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
 - (3) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第18条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、耐震改修工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 施工状況がわかる写真
 - (2) 工事監理報告書（工事監理について補助を受ける場合に限る。）
 - (3) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第18条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者は、耐震改修工事が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日までに要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金年度終了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 年度終了部分の施工状況がわかる写真
 - (2) 工事監理報告書（工事監理について補助を受ける場合に限る。）
 - (3) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第18条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第16条 市長は、完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査の上、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金確定通知書（様式第12号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条第3項の年度終了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査の上、相当と認めるときは、当該年度に終了した事業に係る補助金の額を確定し、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金年度終了補助金確定通知書（様式第13号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

- 第17条 市長は、完了実績報告書又は年度終了実績報告書を受領した場合において、耐震改修事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう申請者に指示することができる。

（補助金の交付の請求及び交付）

- 第18条 第16条の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第14号）により、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

(地位の承継等)

第19条 申請者が死亡又は合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て申請者の地位を承継することができる。

2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が補助金の交付決定のあった内容で耐震改修事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定により申請者の地位を承継しようとする者は、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金地位承継届(様式第15号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項及び第2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

(3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(4) 第4条第4号に該当しないこととなったとき又は第7条の申請をしたときに第4条第4号に該当していなかったことが判明した場合

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管等)

第21条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号、様式第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号、様式第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式

要 綱	名 称	様 式
第 7 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付申請書	第 1 号
第 7 条、第 12 条	申請書別紙	第 2 号
第 8 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付決定通知書	第 3 号
第 9 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業着手届	第 4 号
第 11 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業中間検査申請書	第 5 号
第 12 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付変更申請書	第 6 号
第 12 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付変更届	第 7 号
第 12 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付決定変更通知書	第 8 号
第 13 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付申請取下届	第 9 号
第 15 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金完了実績報告書	第 10 号
第 15 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金年度終了実績報告書	第 11 号
第 16 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金確定通知書	第 12 号
第 16 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金年度終了補助金確定通知書	第 13 号
第 18 条	補助金交付請求書	第 14 号
第 19 条	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金地位承継届	第 15 号